

【よくある質問(Q&A)】

分類	質問	回答
1 事業者登録	どのような施設・事業所が事業者登録の対象になるのか	<p>対象となる施設・事業所等の例は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等) ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等) ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等) <p>医療機関は対象外となっています。</p>
2 事業者登録	登録申請は、事業所毎に県に対し行うこととなっているが、有料老人ホームと通所介護を併設するなど、同一敷地内で複数の事業所で実施する場合、事業所毎に申請を行う必要があるのか。	<p>喀痰吸引を行う事業所の指定単位ごとに事業者登録が必要となります。</p>
3 事業者登録	「登録喀痰吸引等事業者」と「登録特定行為事業者」の違いは何か	<p>平成28年度移行に介護福祉士()となり、実地研修を修了した者に喀痰吸引等の業務をさせる事業所は、「登録喀痰吸引等事業者」といいます。</p> <p>介護福祉士登録証に実施可能なたん吸引等の行為を付記された介護福祉士に限ります。</p> <p>また、平成27年度以前に介護福祉資格を取得した者若しくは介護福祉士を有しない者で認定特定行為業務従事者認定証を持った介護職員等に業務をさせる事業所を、「登録特定行為事業者」といいます。</p>
4 事業者登録	喀痰吸引等を行う介護福祉士(H28年度以降資格取得)と介護福祉士以外の介護職員の両者がいる事業所は、登録喀痰吸引等事業者と登録特定行為事業者の両方の登録が必要となるが、例えば、登録特定行為事業者が新たに登録喀痰吸引等事業者としての登録を行う場合、従事者名簿の変更や介護福祉士への実地研修方法の確認は要するものの、当初より登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者で同じ登録申請書を用いて申請させることにより事務の簡素化を図って差し支えないか。	<p>差し支えない。両事業を同時に申請する場合は、1本の申請書で、共通する添付書類については省略して構いません。</p>
5 事業者登録	同一の従事者が複数の登録事業所に勤務する場合、それぞれの事業所で従事者氏名の登録が必要か	<p>担当職員が複数の事業所で兼務している場合、事業所毎に登録が必要となります。それぞれの事業所の登録従事者名簿に当該従事者の氏名を記載する必要があります。</p>
6 事業者登録	たんの吸引等を看護職員が行う場合でも、事業者登録は必要か	<p>看護職員が喀痰吸引等を実施する場合は、医療行為として行為が可能であり、事業者登録の必要はありません。</p> <p>ただし、看護師資格を持つ者が介護職員として採用され、従事している場合で、行為を行う際は、登録特定行為事業者等としての登録が必要となります。当該介護職員の氏名を従事者名簿に記載し、看護師免許証のコピーを添付する必要があります。</p>
7 事業者登録	新たに雇用した介護職員が、事業所が未登録の特定行為の認定証を持っている場合、手続きはどうしたらよいか。	<p>事業所が未登録の特定行為を当該職員に業務として行なわせようとする場合は、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書」(第3-1号様式)により行為の追加登録の申請を行う必要があります。</p>

【よくある質問(Q&A)】

分類	質問	回答
8 事業者登録	訪問系事業所は、たんの吸引等の備品の管理は訪問先の家族が行っている場合が多いが、事業者登録の際に、業務方法書等への記載はどのようにすればよいか。	訪問系事業所の場合は必ずしも事業所にて備品を所持・管理しておく必要はありません。登録申請の際の業務方法書における備品等の確保及び管理については、利用者宅で保管し、衛生面を考慮した適正管理を行うことを記載してください。
9 認定特定行為業務従事者	実地研修を修了すれば利用者に行為を実施してもいいの。	実地研修修了後に、県に認定特定行為業務従事者認定申請し、認定証の交付を受け、併せて、職員が所属する事業所が登録特定行為事業者として登録する必要があります。 なお、平成28年度以降に介護福祉士を取得した職員であれば、実地研修修了後に修了証を交付し、社会福祉振興・試験センターでの介護福祉士登録証への行為の記載後に喀痰吸引等の行為が実施できます。
10 認定特定行為業務従事者	担当職員が長崎県から他の都道府県に転出した場合、引き続き介護職員として、たん吸引等の行為を行ってもよいか	認定証は認定を受けた都道府県以外でも有効です。 ただし、氏名・住所の変更や行為の追加等の手続きは認定証の交付をした都道府県で行う必要があることに留意してください。
11 認定特定行為業務従事者	「認定特定行為業務従事者認定証」には有効期限が定められていないが、例えば、認定資格取得後、・休職により喀痰吸引等の介護現場から暫くの間離れていた者が再び従事する際には、改めて喀痰吸引等研修を受講する必要はないと思われるが、登録特定行為事業者が満たすべき登録基準である”特定行為を安全かつ適切に実施するために必要な措置”(法第48条の5第1項第2号)の一環として、当該者に対する再教育を行うことも含まれると解してよいか。 また、介護福祉士に対する登録喀痰吸引等事業者においても同様と解してよいか。	お見込みのとおり。例えば、喀痰吸引等研修に定める演習、実地研修等に類似する行為をOJT研修として実施するなど安全かつ適切な実施に努める必要があります。。
12 登録喀痰吸引等事業者(介護福祉士)	介護福祉士は研修を受けなくてもたん吸引等の行為をしてもよいか	平成28年度以降に介護福祉士を取得した者がたん吸引等を実施するには、実地研修を修了し、介護福祉士登録証に実施できる行為を記載してもらう必要があります。 また、平成27年度以前に介護福祉士を取得した者は、実地研修終了後に県から認定特定行為従事者認定証の交付を受ける必要があります。 併せて、所属する施設・事業所が県に事業者の登録をしている必要があります。
13 登録喀痰吸引等事業者(介護福祉士)	登録喀痰吸引等事業者が実地研修を修了していない介護福祉士に実地研修を実施する場合、基本研修又は医療的ケアを修了していることの確認は必要か	実地研修実施の前提として、当該介護福祉士が医療的ケア又は基本研修を修了している必要があるため、登録喀痰吸引等事業者は実務者研修修了証や卒業証明書等で当該介護福祉士が要件を満たしていることを事前に確認してください。
14 喀痰吸引等研修	第1号研修と第2号研修の違いについて教えて下さい。	第1号研修と第2号研修はともに不特定多数の者に対してたん吸引等の行為を行えるようになるもので、第1号研修はたん吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)と経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)の5行為全てについて実地研修を行います。第2号研修は任意の1～4行為についてのみ実地研修を行うという違いがあります。
15 喀痰吸引等研修	第1号研修・第2号研修と第3号研修の違いについて教えて下さい。	第1号研修・第2号研修は不特定多数の者に対してたん吸引等の行為を実施できるようにするものです。これに対して第3号研修は特定の者に対して必要な行為のみを実施できるようにするものであり、基本研修の内容も異なります。

【よくある質問(Q&A)】

分類	質問	回答
16 喀痰吸引等 研修	<p>実地研修において、複数回(口腔内は10回以上、その他は20回以上)の行為を求められているが、被行為者は限定されなくてはならないのか。</p>	<p>限定する必要はありません。ただし、被行為者本人の同意・説明は個々人に行う必要がある。</p>
17 喀痰吸引等 研修	<p>実地研修において、指導看護師がいないため、どこか別の事業所に依頼して、実地研修を行うこととした場合、依頼先の事業所から県へ報告する必要があるか。</p>	<p>各事業者間での依頼・受入となりますので、県へ報告する必要はありません。研修修了後に、実地報告書と承諾書等を提出してもらうこととなります。</p>
18 喀痰吸引等 研修	<p>介護職員等によるたんの吸引等研修事業について平成28年に研修を修了し基本研修終了証書を頂いたのですが諸事情でその後の手続きを進められず停滞していました。この場合、基本研修の修了証書は無効となるのでしょうか。</p>	<p>基本研修修了証書は無効とはなりません。今後、実地研修を修了され、所要の手続きを行っていただくことで、喀痰吸引等の業務に従事できる認定を受けることができます。</p>
19 喀痰吸引等 研修	<p>指導看護師になるにはどうしたらいいか。</p>	<p>登録研修機関が実施する医療的ケア教員養成研修を受講する必要があります。</p>